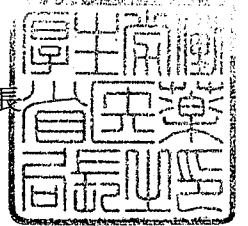


医薬発第1227013号

平成14年12月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長

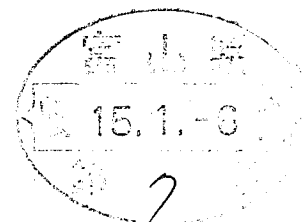


日本抗生物質医薬品基準を廃止する件について

日本抗生物質医薬品基準については平成10年厚生省告示第216号により定められているところであるが、日本抗生物質医薬品基準を廃止する件（平成14年厚生労働省告示第398号）が別添のとおり告示され、平成14年12月31日限り廃止することとしたので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底方御配慮願いたい。

記

日本抗生物質医薬品基準については、平成14年12月31日限り廃止する。



別添 日本抗生物質医薬品基準を廃止する件

○厚生労働省告示第三百九十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、日本抗生物質医薬品基準（平成十年厚生省告示第二百十六号）は、平成十四年十二月三十一日限り廃止する。

平成十四年十二月二十七日

厚生労働大臣 坂口 力